

◆財政健全化法の概要について

■ 健全化判断比率の公表

地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表しなければなりません。

■ 財政の早期健全化

1 財政健全化計画

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に実質赤字比率は実質赤字を解消すること、ほかの3つの健全化判断比率は早期健全化未満とすることを目標として財政健全化計画を定めなければなりません。

2 財政健全化計画の策定手続など

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め速やかに公表するとともに県知事への報告が必要となります。

また毎年度、実施状況を議会に報告し、公表することになります。

3 国等の勧告

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は県知事から、勧告を受けることとなります。

■ 財政の再生

1 財政再生計画

健全化判断比率（将来負担比率を除いた3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て財政の状況が著しく悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの健全化判断比率は早期健全化未満とすること等を目標として財政再生計画を定めなければなりません。

2 財政再生計画の策定手続、国の同意など

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに総務大臣への報告が必要となります。

財政再生計画は、総務大臣に協議し同意を求めることができます。

また毎年度、実施状況を議会に報告し、公表することになります。

3 地方債の起債の制限

財政再生計画に総務大臣の同意を得なければ災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができなくなります。

■ 公営企業の経営の健全化

公営企業（水道・病院・下水道等）を経営する地方公共団体は毎年度公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければならないこととされ、これが経営健全化基準以上となった場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として経営健全化計画を定めなければならないこととされています。